

相談員の処遇改善のために（論点）

平成22年7月
消費者委員会事務局

論点1．相談員はどのような能力、資質が求められるか。

- (1) 消費者問題に関する一定の専門性に加え、コミュニケーション能力、交渉能力、経験等の総合力が求められるのではないか。
- (2) 多面的な消費者問題について、どの程度高い専門知識を求めるか。必要に応じ、各分野の専門家の支援を受けながら、問題解決に当たることができる能力が求められるのではないか。

論点2．相談員の多様な働き方に応じた制度的な選択肢を用意すべきではないか。

- (1) 相談員一人ひとりの希望する勤務形態（週何日、何時間勤務）や経験・能力の差に応じて、処遇の制度にも多様な選択肢が必要ではないか。
- (2) 相談員のほとんどは、1年更新の非常勤職員として採用されているが、専門性や経験を生かして長期間働きたいという相談員のニーズにこたえられる仕組みとなっていないのではないか。
- (3) 任期付短時間勤務職員は、新しい仕組みであり、3年から5年の任期はあるが、業務が一定期間内に終了することという制約があって、あまり使われていない。専門性に着目したより柔軟な任用制度を導入できないか。
- (4) 任期の定めのない常勤職員になるという選択肢についてどう考えるか。人事異動があり必ず相談員の業務を継続できるという保証はないことや、定数面の制約があること等をどう考えるか。任期の定めのない専門職任用制度（常勤あるいは短時間勤務）についてどう考えるか。

論点3．非常勤職員制度の中で、専門性や経験を適切に評価し、待遇に反映する仕組みが必要ではないか。

- (1) 地方公共団体が条例や要綱等で定めれば、ある程度対応できるものか。
- (2) 他の職種（他の相談員、指導員、司書等）、とのバランスがどの程度制約となるのか。
- (3) 現在3つある相談員の資格制度とは別に、新たに国家資格として相談員制度を作ることは、待遇改善に有効か。

論点4．地方公共団体にとって、相談員の処遇改善は人件費増加要因となること
が、実質的な障害となっているのではないか。

- (1) 国が相談員の待遇改善を支援することは可能か。
地方消費者行政活性化基金は、国会の議論も踏まえ、集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に充当することが可能となっていたが、さらに消費者庁において検討を行い、既存の相談員の報酬引上げにも使えることとなった。この経過を踏まえ、将来、どのような支援を考

えるべきか。

- (2) 相談員の事務のうち、PIO-NET への相談情報の入力などにより国の情報収集に協力している事務は、国の事務として位置づけることも可能であり、そういう事務について国が人件費支援を行うことをどう考えるか。
- (3) 相談員の配置等について、国が何らかの基準を設け、その人件費を国が支援するという意見もあるが、どう考えるか。

【参考資料 1】

地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書（総務省 平成21年1月23日）（28ページ）（抜粋）

① 新たな類型の任期付短時間勤務制度

地方公共団体の提供する業務のうち、一定の専門性を担保する資格や実務経験を有する職（例えば保育士、司書、各種相談員）が必要とされるものについては、行政サービスの質の担保や中期的に機動的な執行体制の確保などの要請から、多様な勤務形態の採用が求められているところであり、常勤職員と同様の本格的な業務を担うことのできる任期付短時間勤務職員制度の更なる活用の必要性も指摘されている。この制度を活用すれば、本格的業務に見合った勤務条件と複数年の職務従事が担保されるという意味で、任用される側の一定の要請にも応えることにもなる。

一方、現行の任期付短時間勤務職員制度については、一定の期間内に限った業務であることや直接的な行政サービスの提供体制の量的拡充が任用に際しての要件として設定されており、業務の期間設定が明確ではない場合や、必ずしも行政サービスの提供体制の量的拡充を伴わない場合には制度を活用することが困難となっている。

地方公共団体の現場における需要を勘案しつつこうした課題に対応するため、上記のような一定水準の専門性を担保する資格や実務経験が必要とされる業務について、必ずしも業務の期間設定が明確ではない場合や、行政サービスの提供体制の量的拡充を伴わない場合にも、より柔軟に任期付短時間勤務職員を任用することができる制度の導入可能性について検討を進めるべきである（資料 16 参照）。

上記の制度拡大の検討にあたっては、対象を「住民に対し直接提供される行政サービスに係る業務」とするか、また、「サービスの質的向上を確保する場合」とするかなどの要件について議論が必要であろう。

この場合、任期付で任用する業務として「業務の期限性」をどのように位置づけるか、資格や実務経験が担保する専門性の水準をどこまで特定できるかといった点の法制的検証や、制度の活用により地方公共団体において公務能率の推進が図られるか、また任用される任期付短時間勤務職員が制度本来の職責とこれに見合う処遇の下に職務に従事することができるかといった実態面の検証も不可欠である。

なお、この新たな類型の任期付短時間勤務職員制度の検討に際しては、従来、学識経験を要する業務に従事することが想定されている特別職非常勤職員との制度的な役割分担を併せて整理すべきではないかとの指摘がある。こうした指摘については、労務提供の形態や報酬の労務対償性等の「労働者性」の判断に係る要素や勤務時間、任期等の設定などの考え方を示すことが、各地方公共団体において任用を行う際の参考となるのではないかと考えられる。

また、上記の新たな制度の導入の検討と併せて、現行制度の枠内でどこまで柔軟な任用が可能であるかという検討についても並行して行うべきである。

【参考資料 2】

地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）（抄）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費
- 二 削除
- 三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- 四 生活保護に要する経費
- 五 感染症の予防に要する経費
- 六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
- 七 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費
- 八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費
- 九 身体障害者の更生援護に要する経費
- 十 婦人相談所に要する経費
- 十一 知的障害者の援護に要する経費
- 十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費
- 十五 児童手当に要する経費
- 十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費
- 十七 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費
- 十八 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費
- 十九 児童扶養手当に要する経費
- 二十 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
- 二十一 家畜伝染病予防に要する経費

- 二十二 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
- 二十三 森林病虫害等の防除に要する経費
- 二十四 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費
- 二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費
- 二十六 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費
- 二十七 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費
- 二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費
- 二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

(補助金の交付)

第十六条 国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。